

判決年月日	平成24年9月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（行ケ）第10398号		
<p>○エジェクターを設けることが本件出願前周知の事項であったとしても、水処理装置においてエジェクターと噴霧装置とを併用することについて記載や示唆があるとは認められないとして、引用発明においてエジェクターと噴霧装置とを併用することは当業者にとって容易であるとはいえないとされた事例</p>			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、発明の名称を「水処理装置」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について、特許庁が、同請求は成り立たないとした審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、要するに、本願発明は、引用例に記載された発明及び周知の技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法29条2項の規定により、特許を受けることができない、というものである。

取消事由は、容易想到性の判断の誤りである。

なお、本願発明は、エジェクターと噴霧装置が設けてある水処理装置であるのに対し、引用発明は、噴霧装置が設けてある反応装置である。

本判決は、以下のとおり、本件審決を取り消した。

「本願発明は、「この管路にはオゾン発生装置が連結してあるエジェクターが設けてあり、前記圧力容器内部には供給口に連結した噴霧装置が設けてある」ものであるから、「エジェクター」と「噴霧装置」とを併用するものである。

他方、引用発明は、接触反応器の構造が複雑で、しかも高価なエジェクターに替えて、エジェクターより接触反応器の構造が簡単で安価なスプレーノズルを用いるものであるから、スプレーノズルは、エジェクターの代替手段である。

そうすると、引用発明において、接触反応器の構造が複雑で、しかも高価なエジェクターを敢えて用いようとする動機付けがあるとはいえない。

また、仮に、引用発明にエジェクターを適用する動機があるとしても、スプレーノズルがエジェクターの代替手段であるから、その場合は、引用発明におけるスプレーノズルに替えてエジェクターを適用することになるところ、引用発明には、本願発明のようにエジェクターとスプレーノズル（噴霧装置）とを併用することの示唆や動機付けがあるとはいえない。

他に、水処理装置において、エジェクターと噴霧装置とを併用することについて、記載

や示唆があるとは認められない。

したがって、一般に、被処理水にガスを供給することについて、被処理水を供給する管路に「ガスが供給されるエジェクター」を設けることが、本件出願前周知の事項であったとしても、引用発明において、エジェクターとスプレーノズル（噴霧装置）とを併用することは、当業者にとって容易であるとはいえない。

そして、本願発明は、エジェクターとスプレーノズル（噴霧装置）とを併用することによって、エジェクターでオゾンと被処理水を混合し、圧力容器内に気体オゾンを混合した被処理水を噴霧供給することで、圧力容器内の圧力を高圧にし、更に噴霧によってオゾンと被処理水の接触面積を大きくしてオゾンを被処理水に溶解させて有機汚染物を分解するものであり、それによって、オゾンが被処理水に効率よく溶解され、汚染水処理装置の処理能力が向上するという顕著な効果を奏するものである。

よって、相違点2に係る本願発明の発明特定事項とすることは、引用発明及び本件出願前周知の事項に基づいて当業者であれば容易になし得るとした本件審決の判断は、誤りである。」